

1、迎えた第 3 回の本人尋問！しかも 4 名！

平成 27 年 10 月 14 日に実施された避難者訴訟第 13 回期日は、原告本人尋問の第 3 回でした。

しかも今回は 4 名！前回第 2 回の際実施できなかった H さん（大熊町）、それに S さん、M さん（浪江町）、Y さん（南相馬市小高区）です。尋問担当は、H さんと Y さんを吉田悌一郎弁護士、S さんは鳥飼康二弁護士、M さんは我らが共同代表、広田次男弁護士が担当者でした。お一人あたり約 90 分の長丁場。傍聴したみなさんもお疲れになったと思います。何より尋問を受けた 4 名の原告の方、そして担当弁護士のみなさん、お疲れ様でした！

2、尋問の状況について

4 名の原告は素晴らしい証言をしました。尋問を担当した弁護士の聴いた角度、聞き方もそれぞれで、興味深かったと思います。

（1）まず H さん、Y さんを担当した吉田弁護士の尋問は、陳述書の要点をズバズバ聞く感じで小気味いい尋問でした。

① H さん、Y さんお二人の共通点は、先祖代々続く農家であるということ。H さんは 6 代目、Y さんはなんと 17 代目ということでした！お二人に共通していたのは、「土地をつくるのに何年かかると思っているのか」「先祖に申し訳ない」ということ。農家の方々が丹精込めて耕してこられた土地にはお金で換算しきれない価値がある。その重さがズシッときました。

② H さんは、お父さんが中心になって行方農家を手伝いながら、自らは原発の警備の仕事をしてきた方です。H さんの証言は、ご家族の被害が顕著なことが特徴で、奥様・長男・二男・三男のそれぞれが原発事故被害で取り返しのつかない被害を被ったことを明らかにしました。とりわけ長男が就職先が決まっていたのが事故でフイになってしまい、未だに学んできた電気関係の仕事に就けていないこと、二男が国立大学を希望していながら事故の影響で高校のスタートが遅れ受験勉強に悪影響が出たことなど、息子さんに生じたそれぞれの被害を具体的に明らかにしたところにグッときました。二男の高校進学が遅れ受験勉強に悪影響が出たというのは、裁判官たちにもわかりやすい被害だったのではないかと。裁判官の表情を見ていてそう思いました。

③ Y さんは、証言それ自体は、極めて淡々としたものでした。農家を継ぐ予

定の二男一家と共に暮らした7人家族が、避難によって離れ離れになったこと、お母様が老人福祉施設に入所したこと、現状では農業を再建できるとは思えないこと、地域みんながバラバラになったこと。一つ一つが、ものすごく「酷い」ことですよ。それが、ズバズバと、次から次へと出てくることに啞然とする思いで聞いていました。

(2) Sさんを担当した鳥飼弁護士の尋問は、「ネチッコイなあ」という尋問でした。Sさんが話したことを紹介しながら、「あなたはその時どう思いましたか」と聞く。これは実は、11回期日の初回尋問の際の、反省点として挙げられていた点なんですね。鳥飼弁護士はそれを生かして聞いたわけです。

Sさんの話は、HさんやYさんに比べると、短く、いかなる訴えをしたいのか多少わかりにくさを感じるものでした。弁護団には、実は「予定の問答」というペーパーがあります。ご本人との打ち合わせを通じ、「弁護士がこう聞くから、それにはこう答えましょう」という想定問答集があるわけです。Sさんのお答えは、その想定問答通り出てこない。最初はヒヤヒヤしました。

しかし、そのうち、Sさんの短い言葉に、ものすごい真実味が宿ってくるのを感じました。Sさんも最初の緊張が取れ、口調が滑らかに。

Sさんは、材木から始めた会社を運営されてきた方。ご自分で培ったノウハウをもとに、こだわりある自宅を建設され、その自宅も、事業も、ダメにされてしまったのです。鳥飼弁護士が、「その時どう思われましたか」と聞いたたびに、「本当にどうしてこんなことになってしまったんだろう、悔しくて、情けなくて…」と繰り返し証言。短い言葉に、心からの無念がにじむ。主尋問が終了した休憩の際、同じ経営者としての悔しさを共有したからでしょうか、WさんがSさんに駆け寄って固い握手を交わして涙ながらに言葉を交わされているのが印象的でした。

(3) Mさんの尋問を担当した広田弁護士の尋問は、被害の掘り下げ方が尋常ではないものでした。聞き取りとはここまでするものか。弁護団にとってもお手本になる話だったと思います。陳述書は完全に前提として、掘り下げる被害について集中的にたゞす尋問でした。

Mさんは、自宅の状況や、将来への希望のなさから、「うつ状態」に陥った苦境、共働きの家庭を助けてくれ、大恩ある夫の母の最期をみとれず、無念な状況に立ち至ったことを中心に、その悔しい心境を明らかにする具体的事実を一つ一つ紐解く話をしました。

Mさんの証言は、一つ一つは、小さな具体的な事実なのです。しかし、広田弁護士の質問と、Mさんの答えが積み重なっていくたびに、法廷中がギュッと引き締まっていくのを感じました。「楽になりたい。死にたい。うつの方が

自殺される心境が初めて分かった」。事実の積み重なりの上に明かされた心境が、重く響きました。

(4) これに対し、東電の代理人弁護士による反対尋問は、「残念」な尋問ばかりでした。

自宅や、自宅が含まれるアパート1棟を所有するに至ったということは、そこに定住し、避難が終了した、ということではないのか。

避難先の付近に子どもたちの家族が居住しているのだから離散とはいえないのではないか。

避難先の自宅は結構広いじゃないか。

事故前からの友人付き合いがあるということはコミュニティが崩れたとは言えないじゃないか。

避難先の地域で新たなコミュニティが建設できるじゃないか。

こんな角度の尋問が続きましたが、4人のみなさんは、毅然と証言し、かえって質問者の質問の不自然さが際立つ結果となったと思います。

(5) 裁判官が聞きたいことを最後に補充的に聞く尋問も、裁判官の本件の被害への理解をまだまだ促す必要がある内容と思われました。

「帰還が可能な状況になった場合、自宅は修理すれば使えるのか、それとも使用に耐えないからたてかえるのか」といった尋問が何回かありました。この尋問は意図が不明な部分がありますが、「避難指示が解除され、修理すれば使用に耐えうる状況なら、建物に損害はない」という角度の話をしたいのなら、「現場を見ろ」と言いたくなる尋問です。現場を見て、荒れ果てた自宅を見て、地域生活の中心であった自宅がどれだけ壊されているかを見たとき、「修理すれば使えるなら損害なし」という発想になるとは思われたい。

今日の証言者の原告のみなさんが、「現場を見に来て」と要望していたのが、ピッタリきました。

3、次回

長丁場の尋問が終了し、次回は12月9日午前10時から、今度は檜葉町から避難した3名の方の尋問を行うことを予定することを確認し、本日の期日は終了しました。

4、裁判所への申し入れ

さて、これとは別に、10月14日にはもう一幕ありました。

避難者訴訟の進行が遅れていること、とりわけ第3次訴訟以降の進行が全く

進んでいない現状に鑑み、訴訟の進行を促進するため、弁護団は、現在3名の合議体の裁判所について、法律に基づき5名の合議体に拡充し、5名で分担して尋問を行うことで進行を促進させること、この人員補充は、福島地裁の裁判官会議で決める必要があることから、福島地裁いわき支部の支部長裁判官が、この会議にこの議題をかけ、合議体拡充に尽力するようにとの内容の申し入れを行いました。

これは、本日弁護団の代表5名が、昼の休憩時間に、本件の裁判長裁判官でありいわき支部の支部長でもある杉浦裁判官に対し申し入れたものです。

代表からのこもごもの申し入れに対し、杉浦支部長は、最後に一言、「趣旨、承りました」。何とも反応の読みにくい返答でしたが、弁護団としても進行を早め、避難者訴訟の判決を一刻も早く得られるように、またそうしたスケジュールの具体化をしたい。そしてそれは、いわき支部にとっても、これだけ多数の尋問予定者を抱える集団訴訟の審理を円滑に遂行するために、必要な措置だと考えるのです。杉浦支部長の前向きな対応を期待しています。

5、最後に

いずれにせよ、今後も原告のみなさんが法廷で話をする機会がしばらく続きます。担当弁護士との間で何をどのように話すか、打ち合わせの準備も必要です。原告のみなさんと一緒に、尋問を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上